

【資料編】

1. ニューサービスの導入と検査の合理化措置

1. 用語の解釈

(1) 検査合否情報

自動車検査員が指定整備において法定点検と併せて検査と同様な点検を実施した後、保安基準に適合している（検査合格）か、適合していない（検査不合格）かを判断し、その旨をお客様にお知らせすることをいいます。

(2) 検査合否予測情報

自動車検査員が法定点検及び目視点検等を実施した結果、テストによる検査を実施する前に摩耗状態等から検査の合否が予測できる場合に、検査合否情報に代えて予測情報としてその旨をお客様にお知らせすることをいいます。

(3) 予防整備情報

自動車の継続的な保安基準適合性を維持するためにどのような整備が必要になるかをお客様が判断できるような内容（自動車の劣化・摩耗の状態及び整備の内容等）をお客様にお知らせすることをいいます。

(4) 今回整備

指定事業場からの情報提供に基づき、お客様が今回の車検と同時に実施すると判断した部分の整備をいいます。

(5) 後日整備

指定事業場からの情報提供に基づき、お客様が今回の車検と同時に実施しないと判断した部分の整備をいいます。

2. ニューサービスの概要

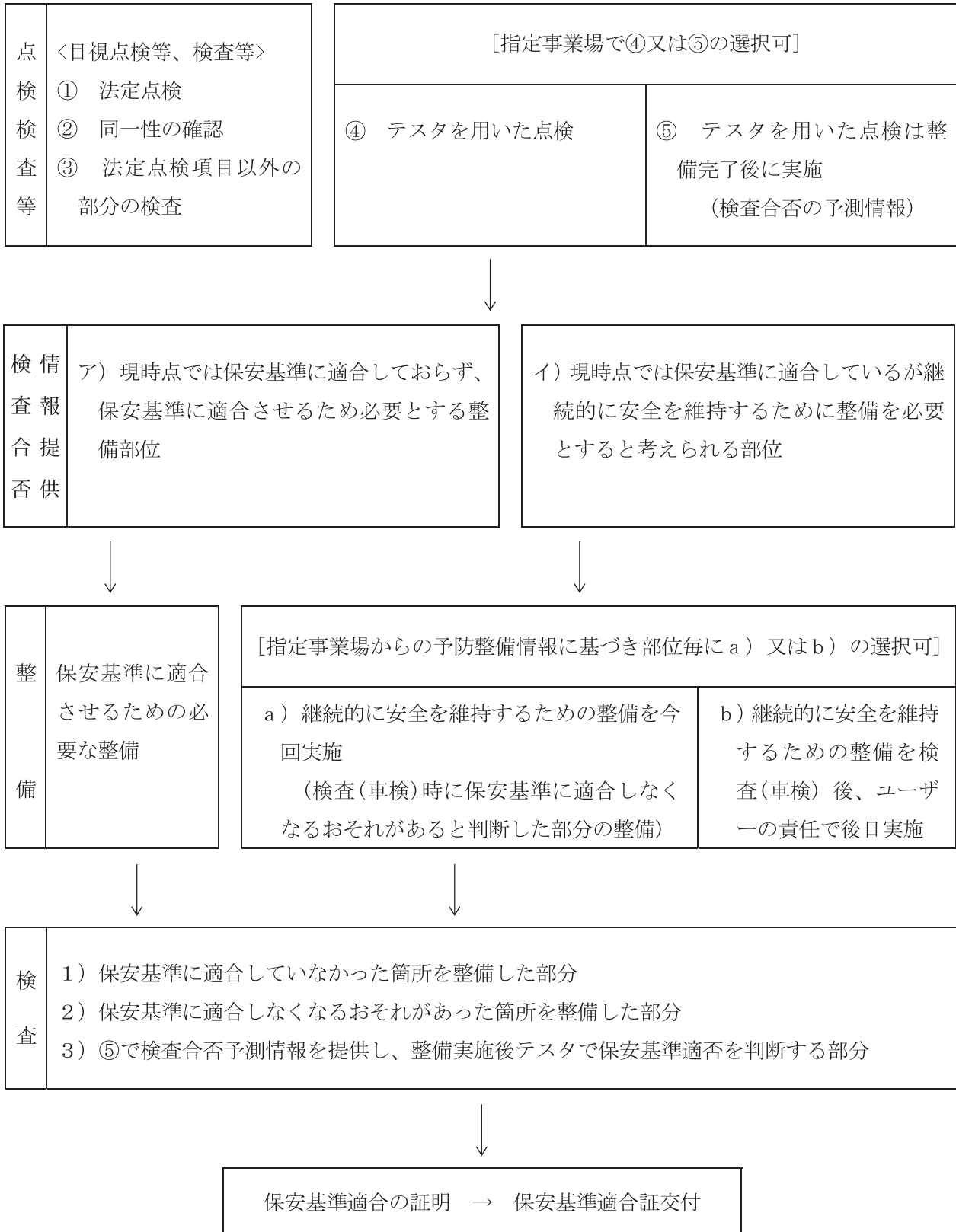
(1) ニューサービスとは

ニューサービス（情報提供によるユーザー選択型指定整備）とは、高度な検査・点検・整備技術を有する自動車検査員（以下、「検査員」という。）が、指定整備において法定点検と併せて検査と同様な点検を実施した後、お客様に検査合否情報（又は、検査員が目視点検等を実施した結果、テストによる点検を実施する前に摩耗状態等から検査の合否が予測できる場合は、検査合否予測情報でもよい。）及び予防整備情報（点検・検査に基づく安全性を維持するために必要な整備の情報）をお客様にわかりやすい方法で提供し、その情報に基づいてお客様自身が、①保安基準について適合しなくなるおそれがあり整備を行なうと判断するか、あるいは、②後日の機会に整備するため今回は整備しないと判断することにより、車検時における整備内容、整備料金についての透明性を確保し、お客様の信頼をさらに確立するものです。

すなわち、現在ややもすると業界中心型サービスの傾向を、今後はおお客様の視点（お客様の自動車の使用状況、保守管理方法等）に立ったお客様中心型サービスへと転換するものです。

なお、点検・整備メニューの中からニューサービスによる車検を依頼するか否かは、お客様自身の判断によるものとなります。

(2) ニューサービスの概念図



3. ニューサービスにおける点検・検査の実施

検査の合理化措置は、指定事業者の負担の軽減を図るために導入されたものですが、ニューサービスにおける点検及び検査の実施は、「検査の合理化措置」を活用して行なうことが前提となります。

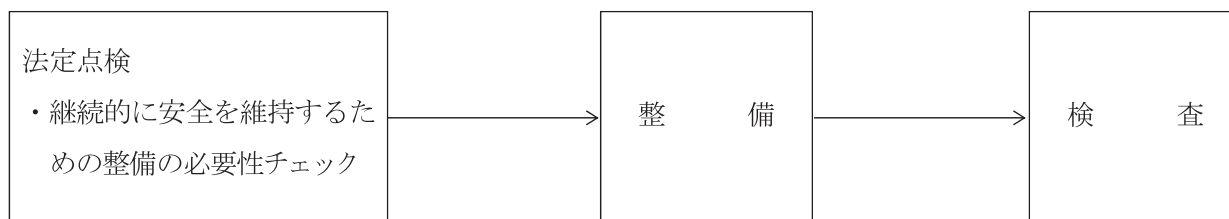
(1) 検査の合理化措置（車両法第94条の5第4項後段）とは

一般的に指定整備における検査は、点検・整備を行なった後に行なっていますので、点検の結果、整備の必要がなかった部分についても検査を行なわなければならない、点検と同様の内容の検査を行なう部分については作業が重複することとなります。

このため、指定事業者の負担軽減を図るために、法定点検に検査機器等による検査と同様なチェック（指定自動車整備事業規則別表第二の1の項、2の項）を加えた点検を検査員自らが行ない、その後整備の必要がなかった部分については、検査を実施して保安基準に適合すると判定したもののみとみなすこととし、検査作業の一部を省略（合理化）できることとしたものです。

指定整備における点検・整備・検査の現状と検査の合理化措置

現 状

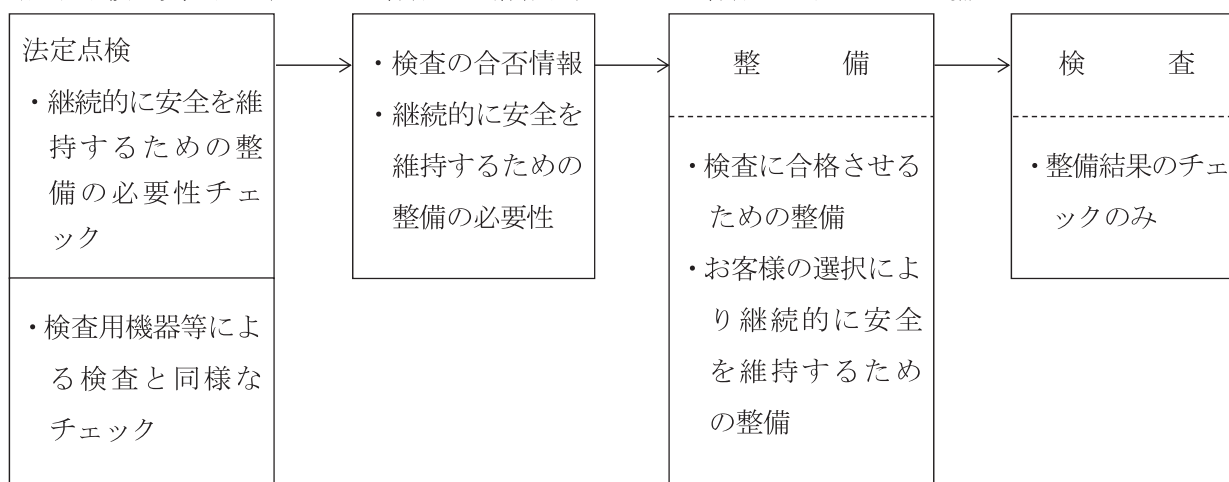


ニューサービス

(自動車検査員が実施)

お客様への情報提供

お客様の選択による整備



(2) 検査の合理化措置の活用

検査の合理化措置の実施にあたっては、検査員が点検基準で定める点検（指定自動車整備事業規則第6条）と、検査等の基準（指定自動車整備事業規則別表第二の1の項、及び2の項）に定める方法に準じた点検を行うものです。また、その際に法定点検では保安基準適合性が判定できない部分（点検基準にない項目、例えば、車体の突起、前面ガラス等への着色フィルム等の貼付）であって、かつ、その保安基準に適合している状態が指定整備に係る点検整備作業の影響を受けない部分については、検査等の基準（指定自動車整備事業規則別表第二の3の項及び4の項）に基づく検査を併せて行うこともできます。

また、「検査の合理化措置」を活用する場合には、前述の法定点検及び検査作業の全てを「検査の合理化措置」の活用によって行わなければならないとの制約はありません。例えば、目視等点検による部分は合理化措置を活用し、検査機器を用いる点検については合理化措置を活用せずにすべての整備が完了した時点で検査を行う等、指定事業者の判断により選択することも可能です。

したがって、ニューサービスは、検査員が目視等点検を実施した結果により、保安基準への適合性が摩耗状態等から充分予測される場合において、検査可否の予測情報を検査可否情報に代えて提供することも含まれます。

(3) 自動車検査員が行える作業範囲の拡大

検査員が行える作業範囲としては、従来、完成検査に伴う簡単な調整作業及び通常の点検に伴う作業とされていましたが、今般、点検・検査作業の合理化を図るために、次のように拡大されました。

検査員が行える作業範囲

① 点検するために不可欠な作業

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）に例示してある点検作業の範囲

② 点検に付随する軽微な作業

- ・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂
- ・増し締め

③ 点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・シャシ各部への給油脂 | ・ディストリビュータ・キャップの交換 |
| ・油脂液類の補充（交換は不可） | ・バルブ、ヒューズの交換 |
| ・点火プラグの交換 | ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 |
| ・エア・クリーナ・エレメントの交換 | ・タイヤの交換（位置交換など） |
| ・燃料フィルターの交換 | |

④ 点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業

- ・前照灯の照射方向の調整
- ・アイドリング、CO・HCの調整
- ・点火時期の調整
- ・タイヤの空気圧の調整

(4) 完成検査場で行える作業範囲の拡大

完成検査場で行える作業範囲としては、従来、検査用機械器具等を用いて行う点検の範囲とされていましたが、今般、点検・検査作業の合理化を図るために、次のように拡大されました。ただし、当該完成検査場が、屋内現車作業場から離れて設置してある場合には、検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業の範囲となります。

完成検査場で行える作業範囲

① 点検するために不可欠な作業

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）に例示してある点検作業の範囲

② 点検に付随する軽微な作業

- ・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂
- ・増し締め

③ 点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業

- ・シャシ各部への給油脂
- ・油脂液類の補充（交換は不可）
- ・点火プラグの交換
- ・エア・クリーナ・エレメントの交換
- ・燃料フィルターの交換
- ・ディストリビュータ・キャップの交換
- ・バルブ、ヒューズの交換
- ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換
- ・タイヤの交換（位置交換など）
- ・タイヤの空気圧の調整

なお、作業範囲の拡大は、ニューサービスにおいてのみ適用されるものではなく、指定整備における検査員及び完成検査場での作業範囲として適用されるものです。

また、目視等による検査及びCO・HC測定器による検査は、現車作業場でも行うことができるようになりました。（P56 3 作業場等の基準の解釈 参照）

4. ニューサービス導入にあたっての留意事項

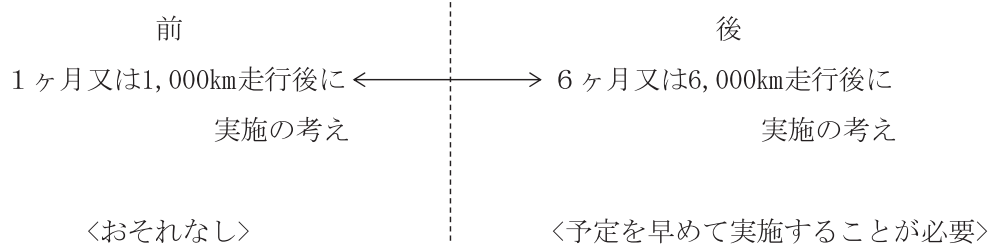
(1) 保安基準に適合しなくなるおそれの解釈

「保安基準について適合しなくなるおそれ」の解釈は、ニューサービスの導入に伴って明確化されたものです。すなわち、指定事業場において点検・検査等の結果、お客様に予防整備情報として必要な整備の目安となる実施時期の情報提供をした場合、お客様はその情報に基づいて、自動車の使用状況を勘案しながら、不具合が発生すると想定される時期の前に整備を実施する考えであればおそれがないこととなりますが、仮にその時期の後で実施する考えであったとすれば予定を早めて実施することが必要です。

この場合、おそれをなくすための保守管理維持責任義務はお客様にあります。

例えば、指定事業場からの予防整備情報では、ブレーキ装置が3ヶ月又は3,000km走行後に保安基準に適合しなくなる可能性があるとの情報を提供したとき、お客様が1ヶ月又は1,000km走行後に整備を行うと考えていればおそれがないこととなりますが、仮に6ヶ月又は6,000km走行後に整備を実施する考えであったとすれば、お客様の責任により予定を早めて3ヶ月又は3,000km走行までに整備を実施することとなります。

指定事業場から情報提供した目安となる整備の実施時期（3ヶ月または3,000km）



したがって、おそれをなくす整備は、

- ① 受注時に予め確認された、今回行う整備により今後どの程度の期間、保安基準適合性を維持する必要があるかについてのユーザーの見解に基づいて、指定事業場が判断する場合と、
- ② 指定事業場からの点検結果についての情報提供に基づいて、お客様自身が判断する場合があります。

①は、これまで一般的に行なわれています概算見積時にお客様と相談して整備内容を決めておくというもので、②は今回のニューサービスのことです。

いずれにせよ、自動車を保安基準に適合するよう維持する義務はお客様にあることから、最終的判断については、お客様が責任を負うべきものですが、一方で、お客様が判断するにあたって必要となる点検結果についての情報提供の内容について、指定事業者はプロとしての的確な情報を提供する必要があります。

(2) 複数の自動車検査員による点検・検査の実施

指定事業者は、同一車両に係る点検作業、検査作業を複数の検査員により実施する場合には、個々の検査員が担当した部分を明確にし、かつ、分担して行う作業が適正に実施できるよう、点検作業、検査作業を行う際の区分等を社内規定で定めて、指定整備記録簿及び保安基準適合証への記載等の実施体制を確立する必要があります。

自動車検査員の行う点検・検査の実施体制に係る社内規定に盛り込む場合の参考例

複数の検査員により同一車両の点検及び検査を行う場合の作業区分

同一車両に係る点検及び検査作業を複数の検査員が分担して行う場合には、次による作業区分に従い、的確に行うものとする。

作業区分

1 点検及び検査作業を2名の検査員が分担して行う場合の例

作業区分	作業記号	作 業 内 容
A	イ、ロ、ニ及びホ	法定点検、構造に関する検査 装置に関する検査（その2及び3）
B	ハ及びヘ	装置に関する検査（その1） 整備実施後の検査

2 点検及び検査作業を3名の検査員が分担して行う場合の例

作業区分	作業記号	作 業 内 容
A	イ、ロ、ニ及びホ	法定点検、構造に関する検査 装置に関する検査（その2及び3）
B	ハ	装置に関する検査（その1）
C	ヘ	整備実施後の検査

作業記号に対応する作業の内容等

記号	作 業 内 容	備 考
イ	法定点検	指定規則第6条に基づく点検
ロ	構造に関する検査	指定規則別表第二1の項 (同一性確認)
ハ	装置に関する検査 (その1)	指定規則別表第二2の項 (機器検査)
ニ	装置に関する検査 (その2)	指定規則別表第二3の項 (視認等検査)
ホ	装置に関する検査 (その3)	指定規則別表第二4の項 (視認等検査)
ヘ	整備実施後の検査	

① 指定整備記録簿への記載

複数検査員が分担して点検作業、検査作業の実務を実施した場合には、指定整備記録簿に、実施した検査員氏名、作業区分及び実施日を記載します。

② 保安基準適合証等への記載

保安基準適合証への証明については、当該車両の点検及び検査の実務に携わった全ての検査員が証明します。この場合、検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合には、最後に検査の実務を行った年月日を記載します。

また、証明欄に全ての検査員が記名できない場合には、最後の検査の実務を行った検査員の記名押印に続き他何名と記載し、外の検査員については余白部に記名押印します。

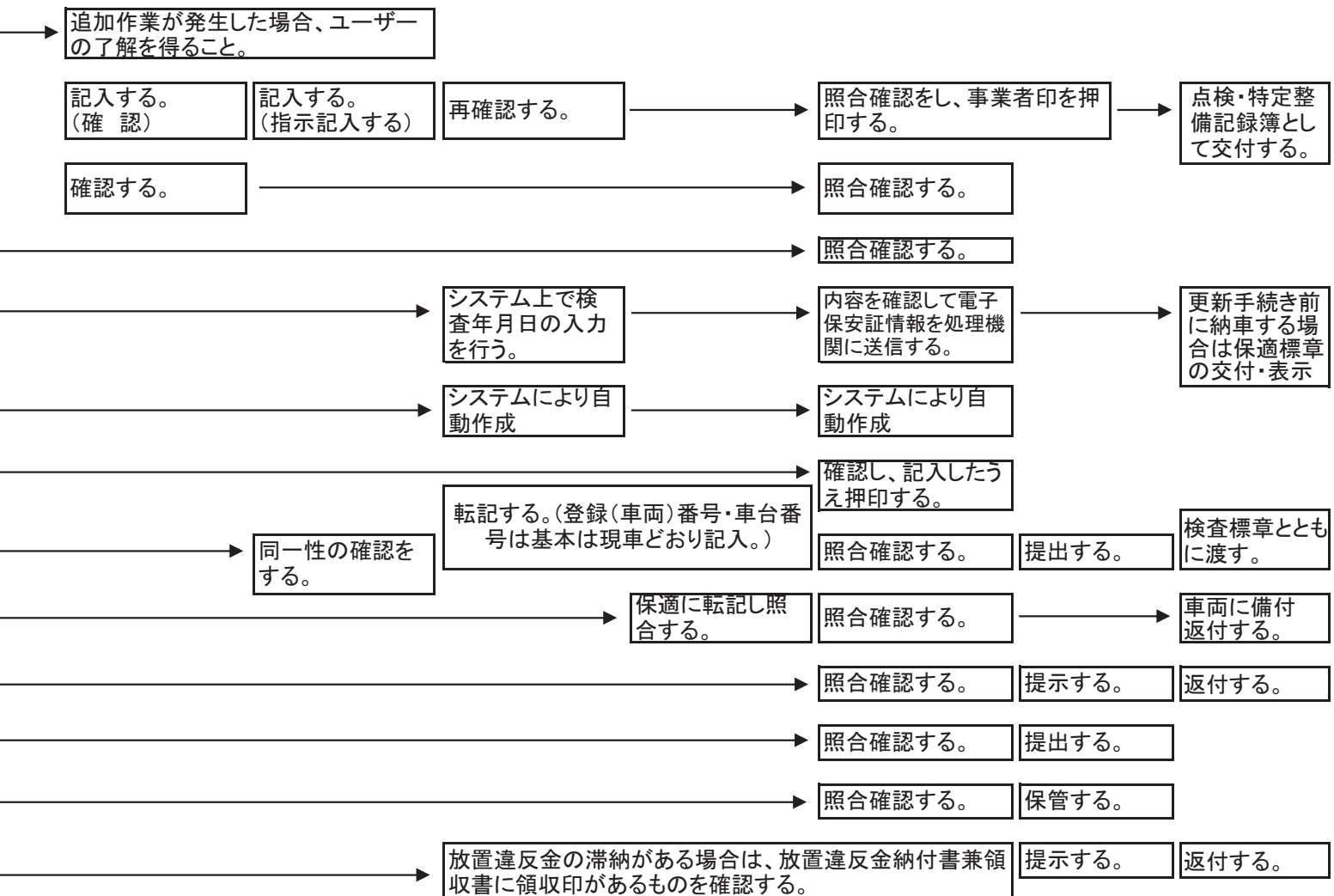
2. 指定整備業務の流れ（受入から納車まで）〔例〕

作業内容	受付 (問診・車両情報入手)	車両洗浄	受入点検 (作業指示)	部品出庫	整備作業
担当者	業務係 (フロント)	整備係	検査係	部品係	整備係
業務内容	・依頼事項を十分に聞き、現車を確認し、積極的に問診する。 ・最低限改造等の有無を確認するため、同一性の確認をする。 ・整備作業内容(指定整備扱い)について、的確な説明をする。 ・検査手続きに必要な関係書類の確認をする。 ・車内品の有無の確認をする。 ・整備内容の概算見積書の交付、及び整備完了時期を明確に説明し、記録を行う。 ・追加整備が発生した時の対処等も確認しておく。 ・駐車違反金未納自動車かどうか確認する。 ・FAINES等で車両情報を入力し、リコール等もチェックする。 ・問診、過去の記録簿やカルテ等から留意事項を指示 ・自動車検査証を電子車検証アプリで照会し、自動車検査証記録事項を印刷する。	・車両の下回り洗浄を行う。 ※各箇所の油漏れの点検は、車両洗浄前に行う事。	・フロントからの指示に基づき、依頼事項等を十分に配慮し、同一性の確認を確実に行った上で、(12月)又は2年定期点検に基づき点検をする。 ・点検の結果、交換部品の指示をする。 ・整備作業担当者を選定し、作業内容を担当者に十分説明し、作業指示をする。 ・外注作業の指示をする。 ・点検結果が良の部分等を記録簿に記入する。また、作業指示・調整項目は具体的に解りやすく付記する方がよい。	・検査係からの指示に基づき、交換部品を出庫する。 ・持ち込まれた部品等についても記録しておく。 ・在庫部品がない場合は部品を発注する。	・作業指示に基づき、作業をする。 ・作業結果を検査係へ報告する。 ・追加整備作業が発覚した時は、検査係へ連絡し、指示を受ける。 ・作業結果は指定整備記録簿や作業指示書に記載する。 ・検査係は中間(分解)点検を実施し作業指示をする。

概算見積書	概算見積書交付				
指定整備記録簿 (作業指示書)	依頼事項・留意事項を記入する。 自動車検査証より転記する。	→	・点検結果を記入する。 (指示記入する)	→	記入する。
部品出庫伝票	確認する。	→	・使用部品を指示書に記入し、部品係に指示する。	作成する。	確認する。
外注注文書	作成し発注する。	→	業務係に依頼する。		
電子適合証等					
適合証等交付台帳					
保険期間及び検査証有効期間					
自動車検査証	確認する。	→	同一性の確認をする。		
自賠責保険証明書	確認する。				
自動車税納税証明書	確認する。				
自動車重量税	確認する。				
確認事項承諾書	確認する。				
その他	放置違反金滞納の有無を確認する。				

◎整備事業者がユーザーから車検整備及び有効期間更新までの業務を受注した場合
(注)指定整備取扱規程に基づく基本的な業務の流れのみ掲載しています。

中間検査 (分解検査)	完成検査	保安基準適合証 等の記載及び証明	事業者印の請求	関係書類の審査及 び適合証等の交付	更新手続	納 車
検査係 (整備主任者等)	自動車検査員	自動車検査員	業務係 (自動車検査員)	事業場管理責任者 (代務者)	業務係 他	業務係 他
・分解を伴った部 位の組付け状態及 び機能の確認をす る。 ・追加整備の指示 をする。 ・再検箇所の再確 認をする。 ・検査結果は指定 整備記録簿に記載 することが望まし い。 ・点検整備作業完 了時、点検整備結 果や使用部品のも れを再確認する。	・検査の基準に基 づき、検査をする。 ・測定値の記録を する。 ・外注検査をする。 ・検査結果は直 接、指定整備記録 簿に記載すること が望ましい。	・指定整備記録簿 の検査欄(検査員 の担当部分)を再 確認する。 ・検査員は自身の ID/パスワードでア クセスする。 ・システム上で電 子適合証に検査年 月日を入力する。 ・保安基準適合標 章を印刷する。 ・適合証等自賠責 保険証明書を確 認する。 (保険特例扱いは 適合証に検査申請 最終日を入力す る。)	・適合証等交付簿 の確認は電子保 安基準適合証シ ステム上で確認 する。	・自動車検査証と電 子適合証等の同一 性を確認する。 ・入庫、点検整備完 成検査の完了を確 認する。 ・下記の関係書類 内容をチェックし、 登録を行う。 ・適合証等電子自 賠責保険証明書を 確認する。 (保険特例扱いは適 合証に検査申請最 終日を記入し、更 新日を確認する。) ・代務者が交付した ものは、後日事業 場管理責任者に報 告する。	・電子適合証を 登録情報処理 機関に送信す る。 ・継続検査申請 情報を申請代 理人を通じ、運 輸支局、軽自動 車検査協会へ 送信する。 ・記録事務等代 行者の場合で あり、電子車検 証の場合は、更 新された車検証 情報にデータを 上書きする。ま た、検査標章も 印刷する。 ・保険特例扱 等、有効期間内 に更新手続き が完了したか確 認する。	・整備及び検査 の内容を記録 簿により詳しく 説明する。 ・検査証及び自 賠責保険証明 書の書類の授 受を確実に 行う。 ・預り品のある 時は受け渡す。 ・取替え部品を 提示し、交換理 由の説明する。 ・アドバイス・快 適情報を伝え る。 ・保守管理(次 回定期点検)の 必要性を伝え る。 ※数日後アフタ ーコール



3. 指定整備の実務例

ここでは、一般的な指定整備による継続検査の場合を例としています。

※参照ページは『指定工場必修マニュアルⅣ』です。

(1) 受付（業務係(フロント)）

作業内容	手 順
ア. 受注票の記載と検査申請書類の確認 (自動車損害賠償保障法(以下「自賠責法」という。)第9条)(車両法第62条、第97条の2) ※受注車両の情報収集	受注票(指定整備記録簿又は受付簿)に記載し、継続検査手続きに必要な次の書類を預かるとともにその内容を確認する。 1. 自動車検査証(限定自動車検査証)、(電子車検証アプリで照会し、自動車検査証記録事項を印刷する。) 2. 点検整備記録簿(直近の点検時までのもの) 3. 自動車税納税証明書(自動車税納税確認システムで確認できる車両は不要) 4. 自賠責保険証明書(「登録情報処理機関報告契約」の記載が表示された自賠責証明書の場合は、QRコードでPDFデータ受領可能) 5. 継続検査(車検)における確認事項及び承諾書又は検査申請書
	----- ポイント ----- 1. 自動車検査証を紛失した場合又は汚損等で識別困難なもの、または電子車検証の読み取り不良なものは、同一性の確認ができないので指定整備作業の前に再交付を受けておくこと。 2. 点検整備記録簿は、貨物車等は1年間(乗用車等は2年間)の内容が記載されたものが必要である。ただし、内容に不備(定期点検未実施等)があるもの及び備え付けていない場合は、当該指定整備に係る点検整備記録簿を車両に備え付けておくこと。 3. 自動車税納税証明書は滞納がなく、その有効期限が継続検査手続日(予定)を満たしていること。(一般的な有効期間は5月31日) 4. 自賠責保険証明書の保険期間は更新されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複していること。 5. 継続検査承諾書へ使用者の署名又は記名をしてもらうこと。 6. FAINES等で車両の情報収集をおこなうこと。
イ. 諸費用の申し受け	継続検査手続きに必要な諸費用を預かる。 1. 自動車重量税(次回自動車重量税額照会サービスで確認する。) 2. 継続検査手数料 3. 自賠責保険(保険契約を依頼された場合)
	----- ポイント ----- 諸費用を申し受けたときは、計算書又は領収書を発行し金銭の授受を明確にしておく。(領収書を発行してもよいが、5万円を超えると収入印紙が必要となります。)
ウ. 問診の実施	依頼者から当該車両の不具合部位、修理要望箇所等を積極的に問診するとともに、車両の確認を確実に行之、指定整備記録簿(作業指示書)に記載する。※外注作業等(钣金整備等)の必要がある場合は、外注依頼書を作成する。
	----- ポイント ----- 1. 車両確認の際、当該車両と自動車検査証(限定自動車検査証)の記載事項を確認し、不正改造されているものについては受注しない。ただし、復元又は所定の手続き(構造等変更検査等)を行うことを顧客が了解した場合は、受注して差し支えないが、この場合、指定整備記録簿(作業指示書)等にその旨明記しておく。

作 業 内 容	手 順
エ. 概算見積書の作成 オ. 概算見積書の交付(電磁的記録の提供可) カ. 指定整備記録簿の記載 (車両法第 94 条の 6) (指定規則第 10 条、第 10 条の 2)	また、次の事項に留意する。 (1) 限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分のみ整備を行うのか、またはユーザー車検等で前検査後整備式により受検し、定期点検を行っていない車両の場合は、通常の指定整備を行うか依頼者に説明し確認する。 (2) 限定自動車検査証の交付を受けた自動車を取扱う場合については、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行う必要がある。例えば、緩衝装置の整備を行った場合は、当該部分に加え、前照灯の主光軸の検査を行う必要がある。 (3) 限定保安基準適合証の交付をする場合において、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合していない部分以外に保安基準に適合していないおそれがある場合には、その内容、必要性及び料金等について自動車ユーザーに十分説明し、整備を行うよう促すこと。 (4) 継続検査の結果、限定自動車検査証の交付を受けた自動車に保安基準適合証を交付する場合、規則第 7 条第 2 項及び別表第 2 中「1. 構造に関する検査の基準」の適用については、限定自動車検査証の記載事項を自動車検査証の記載事項とみなし、適切に確認を行うこと。 2. 必要と認められる点検内容等の説明をする。 ①点検基準による点検。 ②特殊な使用状況にある自動車について必要となる点検。 ③特殊な構造・装置を有する自動車について必要となる点検。 ただし、②③については、顧客に対して必要と認められる点検の内容を説明し、了解を得る。※電子制御装置整備対象車であるかの確認をする。 3. 安全・快適情報を積極的に提供し、安全・快適なカーライフを促すことも必要です。 4. 放置違反金の有無を確認する。照会が必要な場合は、同意書をいただく。 依頼者の修理要望箇所の確認ほか、車両内外の目視点検及び定期交換の説明を行い、点検整備に要する費用の概算見積りをする。 顧客に概算見積書を交付するとともに、車両納期の説明をする。 ポイント 1. 定期点検整備に係る基本点検整備料金表を掲示し、顧客に説明できる体制を整えておくこと。 2. 工程管理については、工程の状態を常に把握し納期が提示できる体制を整えておくこと。 指定整備記録簿に依頼者の氏名、住所及び車名、型式、車台番号等主要諸元、必要となる点検内容並びに顧客の要望事項等を記載する。 ※【放置違反金滞納情報照会における同意書、継続検査（車検）における確認事項及び承諾書 79 頁】

(2) 受入点検（作業指示）（検査係）

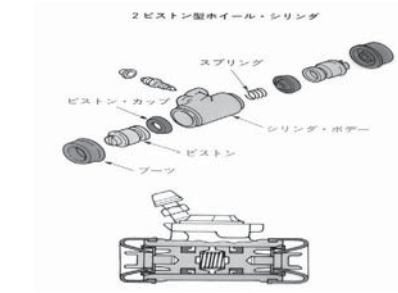
作 業 内 容	手 順
ア. 同一性の確認 （指定規則第7条）	当該車両と自動車検査証（限定自動車検査証）に記載されている事項の同一性を視認等で確認するとともに、不正改造など保安基準に不適合な箇所の有無を確認する。又、自動車登録番号標（車両番号標）の汚損、き損の有無、封印の取付及び車体表示について確認する。
イ.12月点検又は2年点検の実施 （指定規則第6条）（自動車点検基準第7条） ※検査の合理化措置を行う場合 （指定規則第8条・別表2）参照 「自動車特定整備事業者におけるOBD検査及びOBD確認の取扱い方針について」 別添自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱い方針 6.OBD検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲参照	1. 指定整備記録簿を使用して、12月点検又は2年ごとに行う点検（自動車の種別に応じ、自動車点検基準別表第3、第4、第5、第5の2、第6及び第7に規定された項目）を実施する。 また、シビアコンディション、特殊な構造・装置を有する自動車について必要となる点検を行うこと。 （自動車の点検及び整備に関する情報を活用） ※【参照 シビアコンディションの判定 14頁】 ○ユーザーへのアドバイス・説明事項は記録されているか ○作業指示は適確で具体的か ○再整備や部品待ちはおきないか ○ユーザーの要望は満たされるか ○点検漏れはないか 2. 点検の結果、必要な整備の判定は道路運送車両の保安基準、審査事務規程及び点検整備方式並びに社内基準等による。 3. 点検の結果、電子制御装置整備が必要のため、一部外注する場合は、外注依頼書等で整備箇所及び内容を明確に指示すること。また、外注作業完了後に出来栄を確認を行い、指定整備記録簿の余白部に必要事項を記載すること。 ----- 担当者は、点検の基準・点検の手引き、判定基準等に精通していること。 なお、各箇所の油漏れの点検は、車両を洗浄する前に行うこと。 ----- 点検結果を、点検及び整備の概要欄に記載する。 ----- ポイント ----- 1. 指定整備記録簿は、整備作業区分を明示した記号等を用いて記入すること。 2. 筆記用具はボールペンを用いると良い。 3. 概要欄への記載は、各項目又は関連項目の点検終了ごとに行い、点検漏れ・記入漏れを防止すること。 4. 車両に点検すべき項目がない場合は、点検及び整備の概要欄の□に斜線などを引いておくこと。 5. 点検結果がそのまま作業指示になるので、作業指示に結び付く記号を記載し、又、記号のみで不十分なものは、点検項目欄にその内容を朱書き等するとよい。 6. 定期交換部品は、該当項目にその旨を記入すること。（事前に顧客の了解を得ておく。） 7. 複数の作業員が作業を実施するときは、作業内容と責任を明確にするため、色分け等すると良い。 8. アドバイス・説明事項を記録すると良い。
ウ. 指定整備記録簿の記載。 （車両法第94条の6） （指定規則第10条、10条の2）	

作 業 内 容	手 順
エ. 見積額算定	受入点検後に、追加作業が発生した場合は、フロント係に連絡し、依頼者の了解を得て、その旨指定整備記録簿の依頼事項欄又は概算見積書（控）に記録した後、作業指示を行う。 ポイント 依頼者の了解を得た月日、及び了解した人の氏名を記録し、合わせて自社の了解確認した担当者名を記録する。

(3) 整備作業（整備係）

作 業 内 容	手 順
ア. 整備作業の実施 （車両法第94条の5）	1. 指定整備記録簿（作業指示書）に指示された項目の整備作業を実施する。 2. 分解すべき項目については、中間（分解）、点検を検査係が行い作業指示を行う。 3. 整備作業中に指示された項目以外の追加作業が新たに発生した場合は、担当者に連絡しその指示を受ける。 なお、この場合、依頼者の了解を得てその旨、指定整備記録簿の依頼事項欄又は、概算見積書（控）に記録した後に作業を指示する。 ポイント 1. 整備要領書・FAINES等の資料を整えておき、作業に活用すること。 2. 作業に最善を尽くし、整備ミスの防止を図ること。 3. 整備車両に対応した整備作業の方法、手順を定め効率化の向上を図ること。 4. 省力化機器、専用工具の活用を図り、作業精度の向上に努めること。 5. 部品係と連携を密にし、部品待ちによるアイドルタイムの減少に努めること。
イ. 限定自動車検査証の交付を受けた車両の整備 （車両法第94条の5の2）	限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分について整備をする。 ポイント 限定自動車検査証により限定保安基準適合証を交付する機会は少ないため、その都度、整備振興会等に手順、留意事項を確認するほうがよい。
ウ. 指定整備記録簿の記載 （車両法第94条の6）（指定規則第10条、第10条の2）	整備結果を指定整備記録簿に記載する。 なお、限定自動車検査証の交付を受けた車両を整備した場合についても整備結果を記載する。 ポイント 1. チェック欄の記入は、関連項目の作業終了ごとに行い、作業漏れ、記入漏れを防止する。 2. 指定整備記録簿は、整備作業区分を明示した記号等を用いて記入すること。 3. 筆記用具はボールペン等を用いると良い。 4. 交換部品（油脂類を含む。）は交換部品欄に明記するとともに、部品伝票と一致していることを確認すること。

(4) 中間検査（分解検査）（検査係（整備主任者等））

作業内容	手 順
ア. 特定整備作業等の良否判定	整備要員が実施した特定作業の有無に関わらず、組付け状態を整備作業・特定作業ごとに検査する。 ----- ポイント ----- 1. 必要により、走行又はテスター等（例えばブレーキシュー交換に対するブレーキテスト使用による点検）により確認しておくこと。 2. 中間（分解）点検は、厳正に実施しないと完成検査で整備不良が発見されることになり、再整備につながり経済的損失が大きくなることを認識すること。 3. 特定整備作業が不適切な場合、点検整備上の瑕疵と判断され、行政処分の対象となることがある。  

(5) 完成検査（自動車検査員）

作業内容	手 順
ア. 同一性の確認（指定規則第7条）	当該車両と自動車検査証（限定自動車検査証）に記載されている登録（車両）番号、車台番号、主要諸元等の同一性を視認等で確認する。
イ. 構造及び装置の検査（指定規則第8条）	法令で定められた検査の基準（指定規則別表第2）により、当該車両の構造及び装置について検査を実施する。 なお、限定自動車検査証の交付を受けた車両については、整備を行った部分に加え当該整備を行ったことによって、保安基準適合性に影響が生じる部分がある場合、その部分についても検査を行う必要がある。 ----- ポイント ----- 1. 完成検査は、道路運送車両の保安基準、審査事務規程及び社内基準等により行うこと。 2. 自動車検査員は、完成検査を公正、かつ、確実に行うため当該検査に係わる自動車の整備作業については、軽微なものを除き、その実務に従事しないこと。 3. 法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行う場合には、社内規程等により作業の分担を定める等、必要な作業が適切に行われるとともに、作業後にそれぞれの自動車検査員が行った点検作業及び検査作業が明確に区分できる体制を有していること。
※(指導要領別添3、第3指定自動車整備事業者の遵守事項等)	

作 業 内 容	手 順
※(指導要領別紙 3 の 2、指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術、管理組織の審査の基準) 3.作業場等の基準の解釈 (3) 完成検査場オ（法施行規則第 3 条（特定整備の定義）第 8 号イ・ロ・ハ）	4. 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。 また、法第 94 条の 5 第 4 項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。 ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。 5. 完成検査場に計算機を備え付け、ブレーキ制動力、ヘッドライト等の測定結果は、その場で指定整備記録簿に記載すること。 6. 検査機器は仕業点検、定期点検が実施されており、所定の精度が維持されていることを確認すること。 ※メモ用紙の使用は転記漏れの恐れがあるため、使用しないことが望ましい。 7. 完成検査場で整備作業を実施してはいけない。（指導要領別紙 3 の 2 3 作業場等の基準の解釈（3）オ参照 P50）※印の作業も可 なお、完成検査時に不具合等が認められた場合は、再検査処理簿に記録し、社内教育に活用する。 8. 共用設備を使用した場合は、指定整備記録簿の余白部分（裏面等）に当該共用設備の管理責任者の署名、押印を受けるか、共用設備の使用管理台帳による管理を確実にすること。 9. 受入点検と完成検査とを、同一の自動車検査員が実施した場合、点検の結果、保安基準に適合していると認めた部分でその後、実施された整備が当該部分の保安基準に適合している状態に影響を及ぼすものでなかった箇所については、検査において保安基準に適合するものとみなす。 10. 法第 94 条の 5 の 2 第 3 項の規定により準用される「当該整備に係わる部分についての検査」とは、整備を行った部分に加え、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行うことであり、例えば、緩衝装置の整備を行った場合には、当該部分に加え、前照灯の検査を行う必要がある。 11. 法第 94 条の 5 第 4 項後段の規定に基づき行う自動車検査員の点検は指定規則第 8 条第 2 項に規定する点検項目の一部を行うこととしても差し支えない。 また、検査の結果、保安基準に適合していると認められる状態がその後実施される法第 94 条の 5 第 1 項の点検及び整備の作業の影響を受けない部分については、指定規則第 8 条第 2 項の点検の際に、指定規則別表第二の 3 の項及び 4 の項の検査を行っても差し支えない。 ※ 7.留意事項 次の作業のうちハの作業は不可 (8) 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。） イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機 ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

作 業 内 容	手 順
ウ. 指定整備記録簿の記載(車両法第 94 条の 6)(指定規則第 10 条、第 10 条の 2)	 1. 完成検査の結果を指定整備記録簿に記載する。 なお、限定自動車検査証の交付を受けた車両を整備した場合についても、完成検査の結果を記載する。 2. 完成検査の結果、保安基準に適合すると認めた場合は指定整備記録簿に自動車検査員が記名し、完成検査に合格した旨の記載を行う。 3. 複数検査員が分担して点検作業、検査作業の実務を実施した場合には、指定整備記録簿に、実施した検査員氏名、作業区分及び実施日を記載する。 ポイント 1. 検査結果の記載は、整備作業区分を明示した記号等及び数字、字句を用いてボールペン等を使用して行うと良い。 2. チェック欄、測定結果欄への記入は、各項目又は関連項目終了ごとに行い、検査漏れ、記入漏れを防止すること。 3. 点検、整備及び検査結果(受入点検、整備内容、完成検査)について、記載漏れがないか総合チェックすること。

(6) 保安基準適合証等の記載及び証明(自動車検査員)

作 業 内 容	手 順
ア. 保安基準適合証等及び限定保安基準適合証への証明(車両法第 94 条の 5、第 94 条の 5 の 2) (指定規則第 7 条)	1. 保安基準適合証等及び限定保安基準適合証に完成検査年月日等必要事項を記入し、自動車検査員が自筆署名して押印すること。※電子保安基準適合証の場合はシステム上で、検査員自らの ID 及びパスワードでログインし、検査情報(検査年月日)の入力を行う。 2. 複数の検査員が、同一車両の点検及び検査の実務に携わった場合は、当該車両の点検及び検査の実務に携わった全ての検査員が証明します。この場合、検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合には、最終的に検査の実務を行った年月日を記載します。 また、証明欄に全ての検査員が署名できない場合には、最終的に検査の実務を行った検査員の署名押印に続き外何名と記載し、外の検査員については余白部に署名押印します。【参照 記載例 133 頁】※電子保安基準適合証の場合は、システム上で複数検査員を選択する。 ※保険特例扱いのミスが多いため、検査員が予め自賠責保険証明書を確認することが望ましい。

(7) 必要書類の作成（フロント係等）

作 業 内 容	手 順
ア. 継続検査申請書の記載	継続検査申請書（OCR シート）を作成する。 ※OSS の場合は不要。 ----- ポイント ----- 1. 継続検査申請書は黒枠の枠内からはみ出すことなく文字を記載すること。 2. OCR シートは汎用紙のため記載方法によっては誤読となる可能性があります。
イ. 点検整備記録簿の作成 （車両法第 49 条）（自動車点検基準第 4 条）	当該指定整備に係る点検整備記録簿は、所定の事項を確実に記入し作成する。 ※ 近畿運輸局監修の指定整備記録簿を使用している場合は、点検整備記録簿・特定整備記録簿を兼ねています。

**（８）関係書類の審査及び保安基準適合証等及び限定保安基準適合証の交付
（事業者・事業場管理責任者・又は代務者等）**

作 業 内 容	手 順	
ア．保安基準適合証等及び限定保安基準適合証の交付 （車両法第94条の5、第94条の5の2） （指定規則第9条、第10条、第10条の2） （自賠責法第9条）（自賠責法施行規則第1条の2、第1条の3） ※【指導要領】別添3の2 紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領第2記載方法 別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領第3適合標章の記載方法	1．次の帳票類の内容をチェックして、その適合性を確認のうえ、保安基準適合証等及び限定保安基準適合証に交付年月日を記入し、事業者印を押印する。 ※電子保安基準適合証の場合は入力情報を確認し登録を行う。	
	帳 票 類	チェックの内容
	（１）保安基準適合証等及び限定保安基準適合証	1．自動車検査員の自署、押印の有無※電子保安基準適合証は除く。 2．検査年月日（指定整備記録簿と照合） 3．自動車検査証（限定自動車検査証）記載事項と保安基準適合証等及び限定保安基準適合証の記入事項との照合 4．保険期間（自賠責保険証明書と照合） 5．最終検査申請日（検査年月日、保険期間と自動車検査証における有効期間満了日と照合） ※【参照 特例扱いに注意 130頁】 6．保安基準適合標章の有効期間、起算日、登録番号等 7．保安基準適合標章未交付時の処理状況（記載面を朱抹しているかどうか） 8．継続検査申請手数料（印紙貼付の有無）軽自動車は除く ただし、限定保安基準適合証を交付する場合は4、5、6は除く。 ポイント ① 事業者印及び保安基準適合証綴りは、施錠できる金庫又はロッカー等に保管しておき、不正行為及び盗難防止の措置を講じること。※ 電子保安基準適合証の場合はID・パスワードを適切に管理すること。 ② 自賠責保険証明書の有効性（自賠責保険の有効期間が更新される自動車検査証の有効期間の全てと重複していること）が認められない場合は、保安基準適合証を交付してはならない。 ※【特例扱いは可】
	（２）指定整備記録簿	1．自動車検査員の記名の有無 2．完成検査年月日は、保安基準適合証等と照合 3．保安基準適合証等及び限定保安基準適合証の番号（適合証及び適合標章と照合） 4．自動車検査証（限定自動車検査証）記載事項と照合 5．点検、整備の概要欄、機器による検査欄等所定事項の記載は適切か

		6. ボールペン等で記載されているか 7. 測定値等に誤り又は記載漏れはないか 8. 交換部品（部品伝票又は作業伝票及び整備作業内容と照合） 9. 指定事業者の氏名又は名称、認証番号、指定番号 10. 記載内容、記入漏れ等を確認
	(3) 自賠責保険証明書	1. 有効期間（更新されるべき自動車検査証有効期間の全てと重複すること）※特例扱いに留意する。 2. 登録番号等は自動車検査証と照合 ※システムにより異なるが、電子自賠の場合は自賠責保険情報のリストから設定が可能
	(4) 自動車検査証	1. き損、汚損していないか 2. 限定自動車検査証の場合、その有効期間内であるか
	(5) 自動車税納税証明書	滞納がなく、その有効期限が継続検査申請予定日を満足しているか ※自動車税納税確認システムで確認できる場合は不要
	(6) 継続検査における承諾書及び検査手数料	1. 所定の事項が記入又はマークされているか 2. 使用者の記名があるか 3. 手数料額は適正か ※OSSは不要
	(7) 自動車重量税納付書	所定の事項が記入され、納付額が適正か ※次回自動車重量税照会サービスで確認する。※OSSは不要
	(8) 保安基準適合証等(限定保安基準適合証) 交付台帳	所定の事項が記入され、事業者又は事業場管理責任者・保安基準適合証交付代務者、自動車検査員の押印がなされているか
	(9) 放置違反金滞納の有無	1. 放置違反金滞納の可能性がある場合は、使用者から同意書を取り、滞納情報照会システム等により確認する 2. その結果滞納があれば、所定の手続きをとる必要がある
	2. 最終検査申請日を明示する必要があるものは、保安基準適合証の所定の位置にその年月日を記入すること。 3. 保安基準適合証等及び限定保安基準適合証を書き損じた場合には、記載面を朱抹して破棄せずに適合証綴りに保存しておくこと。 4. 保安基準適合標章を交付する場合、有効期間の起算日は、黒色のボールペン等で有効期間の満了する日は、所定のゴム印を使用して赤色スタンプインクで明示する。又、登録番号は、黒色のサインペン等により記入する。 ※電子保適証の場合は、保安基準適合標章はプリンターにより黒色で印字する。	

	5. 保安基準適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の記載面を朱抹したうえ、保安基準適合証綴りから切り離さずに保安基準適合証（控）とともに保存する。又、電子適合証の場合は、保安基準適合標章に印刷不良が生じた場合は、当該適合標章を2年間保存すること。 6. 登録識別情報通知書を受けた自動車、又は自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、「自動車登録番号又は車両番号」欄及び「保険期間」欄に記載しないこと。 7. 限定保安基準適合証には、「乗車定員」欄、「最大積載量」欄、「用途」欄、「車両総重量」欄、及び「保険期間」欄に記載しないこと。 8. 使用者が未定である場合は、「使用者」欄に所有者の「氏名又は名称」及び「住所」を記載すること。 9. 代務者が交付したものは、後日事業場管理責任者に報告し、事業場管理責任者が内容を確認する。
--	--

（９）更新手続

作 業 内 容	手 順
ア．継続検査の申請 (車両法第62条)	運輸支局等又は軽自動車検査協会に継続検査に必要な次の書類を提出し、審査を受ける。※OSSの場合は、システム上で入力された情報を確認の上、継続検査申請情報を申請代理人経由で、運輸支局・軽自動車検査協会へ送信する。 1. 自動車重量税納付書 2. 自動車検査証（限定自動車検査証） 3. 保安基準適合証及び限定保安基準適合証 4. 自動車税納税証明書
イ．有効期間の更新等	※交付された自動車検査証と検査標章について確認する。 1. 審査の結果、有効期間が更新された自動車検査証と検査標章の交付を受ける。
ウ．継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務の委託 (車両法第74条の5) 運輸支局長からの記録事務の通知 (法施行規則第49条の4)	2. 更新された有効期間及び交付された検査標章に間違いがないか確認する。 3. 走行距離計表示値等、自動車検査証の備考欄を確認する。 ※走行距離計が交換された等の理由で、備考欄に記載された総走行距離よりも下回る等の場合、更新窓口でのトラブルを防ぐために、付箋やメモ書きを貼付しておくことが望ましい。 ※特定記録等事務代行者の場合は、車検証情報を電子車検証に上書きし、検査標章等（自動車検査証記録事項A4）を印刷する。

(10) 納車

作 業 内 容	手 順
ア. 検査標章等の貼付(車両法第66条) (施行規則第37条の3)	当該車両に検査標章及び定期点検整備済ステッカーを所定の位置に貼付する。 ----- ポイント ----- 1. 検査標章を貼付する際、旧検査標章を必ず剥がすこと。 ※有効期間切れの検査標章・定期点検整備済ステッカーは受入点検時に剥がすことを指示する。 2. 検査標章等の貼付は、(前方かつ運転者席から見易い位置) 運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置 ※例外 - ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見やすい位置 【参照 自動車検査業務等実施要領 3-9 検査標章の交付等】 料金の精算後、自動車検査証、指定整備記録簿(点検整備記録簿)、自賠責保険証明書、整備保証書とともに顧客に納車する。 ----- ポイント -----
イ. 車両の引渡し	1. 整備料金の明細(部品、材料費、工賃、外注費、追加作業費等)について説明を励行すること。また、アドバイス・説明事項も合わせて説明すること。 2. 交換済部品の提示又は返却を行い、交換した理由の説明を励行すること。 3. 継続検査申請に必要な諸費用(検査手数料、自動車重量税、自賠責保険料、検査代行手数料等)の明細について、説明を励行すること。 4. 車両を引渡す際に整備の状態、備品類の有無等について、確認を受けたうえ、アドバイス事項があれば説明すること。 5. 次回の定期点検の必要性及び自動車の保守管理責任を説明すること。 ----- ポイント -----
ウ. 保安基準適合標章を交付して納車する場合(車両法第94条の5)(施行規則第37条の4)(自賠責法第8条) ※指導要領別添3の3、第4適合標章の表示	1. 保安基準適合標章は、【指導要領】別添3の2(紙の保安基準適合標章)第3 適合標章の表示(1)(2)(3)(4)、別添3の3(電磁的方法による保安基準適合標章)第4 適合標章の表示(1)(2)(3)の取扱いに基づき表示する。 2. 顧客に保安基準適合標章の有効期間、表示方法等の取り扱いについて周知する。 3. 運行する場合は、自賠責保険証明書を備え付けなければならない。 4. 保安基準適合標章の有効期間が満了した場合は、破棄するように使用者に教示すること。 5. 概ね一週間後くらいに納車後の調子伺いをする。 6. 自動車検査証及び検査標章を後日(郵便含む)使用者に渡す場合、検査証の自動車への備え付け、また、検査標章の適切な位置への表示を教示すること。

作 業 内 容	手 順
エ．アフターサービス	納車後、再整備等の苦情のあった場合は、迅速に対処し、苦情処理簿等に記録するとともに原因を究明し社内教育等で周知徹底する。【参照 苦情処理簿 163 頁】なお、保証期間内のものは、その定めに基づき処理すること。
オ．納車後の苦情	----- ポイント ----- 1．苦情から逃げない。逃げることは苦情を大きくする。 2．顧客の立場になって対応する。 3．結論は急がず、処理はスピーディーに行う。 4．災い転じて福となす良いチャンス真剣に取り組む。 5．冷静に最後まで顧客の話を聞く。 6．顧客と論議してはならない。 7．苦情の内容を正確に把握する。 8．いいかげんな返答は絶対にしない。 9．無理な要求には、はっきりと断る。 10．ときには場所を変えて話し合う。

4. 検査機器による検査基準（抜粋）

制動力（保安基準第12条、細目告示第93条、第171条 審査事務規程9-3）

項 目				判 定 基 準		
主制動装置	和	一般車両	制動力の総和	※審査時車両状態	4.90N/kg（重量の50%）以上	※BC
			後車輪制動力の和		0.98N/kg（後軸重の10%）以上	
		トレーラ	制動力の和		4.90N/kg（軸重の50%）以上	※BC
		※A	制動力の総和	車 両 総 重 量 の 3.92N/kg（40%）以上		※B
	左右の制動力の差			0.78N/kg（軸重の8%）以下		
	駐車ブレーキ		制動力の総和	※審査時車両状態	1.96N/kg（重量の20%）以上	※D
分離ブレーキ		制動力の総和				
※審査時車両状態＝空車状態＋55kg（運転者1名：前軸重に加える）						
※A：最高速度80km/h未満で 車両総重量÷車両重量≤1.25倍の車両						
※B：前軸の全車輪がロックし計測が困難な場合は、基準に適合するものとみなす。（全車輪ロック）の記載要						
※C：ブレーキ・テストのローラが濡れている時は、3.92N/kg（40%）以上の基準を適用する。（W）の記載要						
※D：駐車ブレーキの全ての車輪がロックし、計測することが困難な場合は、駐車制動力は基準に適合しているものとみなす。（全車輪ロック）の記載要						

走行用前照灯（保安基準第32条 細目告示第42条、第120条、第198条 審査事務規程9-8）

項 目			判 定 基 準		
光 度	2 灯式前照灯	すれ違い用前照灯が同時に点灯しないもの	1 灯につき		15,000cd 以上
		すれ違い用前照灯が同時に点灯するもの			12,000cd 以上
		12,000cd 未満の場合はすれ違い用前照灯との合計	合計が		15,000cd 以上
	4 灯式前照灯	主走行ビーム	1 灯につき		12,000cd 以上
		12,000cd 未満の場合は他の走行ビームとの合計	合計が		15,000cd 以上
光軸の範囲	左右前照灯 最高光度点 の範囲 （前方10m）	左右方向の振れ	27cm以下		
		水平方向の振れ	上 方	10cm以下	
			下 方	取り付け高さの1/5以下	

※最高光度の合計は430,000cd 以下

すれ違い用前照灯（保安基準第32条 細目告示第42条、第120条、第198条 審査事務規程9-8）

（平成10年9月1日以降の製作車）

項 目			判 定 基 準		
光 度	カットオフあり	すれ違い用前照灯の中心高さ	1m以下	左 23cm 下 11cmの測定点で	1 灯につき 6,400cd 以上
			1m超え	左 23cm 下 16cmの測定点で	
	カットオフラインが確認できないもの等			下欄◎の範囲内の最高光度点で	
光軸の範囲	カットオフあり	すれ違い用前照灯の中心高さ	1m以下		前方10mでエルボー一点が左の にあれば適合
			1m超え		
	カットオフラインが確認できないもの等	1m以下	◎		最高光度点が左の にあれば適合
		1m超え	◎		

サイドスリップ（保安基準第11条 細目告示13条、第91条、第169条 審査事務規程9-2）

項 目	判 定 基 準
4 輪以上の自動車のかじ取車輪の横すべり量	走行1mにつき ±5mm以下は適合

※一部例外車両あり

車載式故障診断装置の診断結果（検査用スキャンツール）

（保安基準第11条、第12条、第31条、第43条、第48条 細目告示第91条、第93条、第119条、第145条、第150条、第169条、第171条、第197条、第223条、第228条 審査事務規程9-13）

項 目	判 定 基 準
OBD検査結果「結果詳細表示」の内容を確認する	検査結果が「適合」となっているか確認する

速度計（保安基準第46条 細目告示第148条、第226条 審査事務規程9-11）

項 目			判 定 基 準			
指示の誤差	一般車両	測定車の速度計が40km/hを指示した時のテストの指示値	H18 年 12 月 31 日までの製作車	31.0 ～	44.4(-4.4)	
			H19 年 1 月 1 日以降	〃	(+9.0) 42.5(-2.5)	
	二輪、側車付二輪、三輪、		H18 年 12 月 31 日まで	〃	29.1 ～	44.4(-4.4)
			H19 年 1 月 1 日以降	〃	(+10.9) 42.5(-2.5)	

排出ガス：一酸化炭素及び炭化水素（保安基準第31条 細目告示第41条、第119条、第197条 審査事務規程9-6）

		H10 年規制前		H10 年規制以降							
一般車両	4 サイクル	4. 5%	1, 200ppm 以下	1%・300ppm 以下 (GA・GB を除く 2 桁・3 桁型式)							
	2 サイクル		_____								
	特殊エンジン		3, 300ppm 以下 ← 特殊エンジン自動車 (審査事務規程9-6参照)								
軽自動車	4 サイクル	4. 5%	1, 200ppm 以下	2%・500ppm 以下 (2 桁・3 桁型式)							
	2 サイクル		_____								
		H19 年規制前		H19 年規制以降							
大型特殊		_____		1%・500ppm以下 (EAT、EBT、ELT以降)							
		H11年規制前	H11年規制			H19・H28年規制		R2年規制			
小型二輪	4 サイクル	_____	4. 5%	2, 000ppm以下	BC	3. 0%	1, 000ppm	EBL 2BL	0. 5%	1, 000ppm	8BL
	2 サイクル			7, 800ppm以下	BD						

黒煙・粒子状物質（保安基準第31条 細目告示第41条、第119条、第197条 審査事務規程9-7）

H 5 年規制前		H 5 ・ 6 年規制		H 9 年規制以降（目視不可） オバシ認証車・H17 年規制		H21・22・26・28・30 オバシ認証車 規制		
黒煙汚染度	50% 以下	無・K.N.P.Q	40% 以下	KA.KB	25% 以下	KA～KD 以外の	0.50m ⁻¹	3桁の型式で 1桁目が
粒子状物質（スクリーニング*値）	2.76m ⁻¹	S.U.W.X.Y	1.62m ⁻¹	KC.KD	0.80m ⁻¹	2桁型式及び		F,L,M,R,S
粒子状物質（閾値）	2.20m ⁻¹		1.29m ⁻¹		0.64m ⁻¹	3桁型式車	0.40m ⁻¹	Q,T,Y,2～7

警音器（保安基準第43条 細目告示第141条、第219条 審査事務規程9-10）

車両製作時期	測 定 方 法	判定基準
H15年12月31日以前	車両中心前端から2m、高さ1mの位置：2回測定した平均値（補正回路C特性）	90～115dB
	車両中心前端から7m、高さ0.5～1.5mの最大音の位置 2回測定した平均値（補正回路A特性）	93～112dB
H16年1月1日以降	車両中心前端から7m、高さ0.5～1.5mの最大音の位置 2回測定した平均値（補正回路A特性）	87～112dB

近接排気騒音（保安基準第30条 細目告示第40条、第118条、第196条 審査事務規程9-5）

自動車の種別			10年規制前	10年規制	11年規制	12年規制	13年規制	26年規制	28年規制	
乗車定員10人以下 の乗用車		定員7人以上	103dB	103dB	100dB	100dB	100dB	100dB	車 検 証 の 備 考 欄 に 記 載 の 値 + 5 dB	
					その他	96dB	96dB	96dB		96dB
		定員6人以下		後部にエンジン	100dB	100dB	100dB	100dB		100dB
				その他	96dB	96dB	96dB	96dB		96dB
定員10人 以下の乗用車を除く	総重量3.5トン超で 150kw超	全輪駆動車	107dB	107dB	107dB	107dB	99dB	99dB		
		貨物車								
		バス								
	総重量3.5トン超で 150kw以下	全輪駆動車	105dB	105dB	105dB	105dB	98dB	98dB		
		貨物車								
		バス								
	総重量3.5トン以下		1.7トン超	103dB	103dB	103dB	97dB	97dB		97dB
	総重量1.7トン以下			103dB	103dB	97dB	97dB	97dB		97dB
	軽自動車	運転者前方にエンジン		103dB	103dB	97dB	97dB	97dB	97dB	
		上記以外				103dB	97dB	97dB	97dB	
二輪車		小型	99dB	99dB	99dB	99dB	94dB	94dB		
大型特殊自動車			110dB	110dB	110dB	110dB	110dB	110dB		

※ 測定方法は審査事務規程別添参照 別添9 絶対値規制適用時 / 別添10 相対値規制適用時

注1 交換用マフラー（社外品）の装着プレート（性能確認済表示）に、近接排気騒音値が表示されているマフラーについては、表示されている「近接排気騒音値+5デシベル」の値を上限値とし相対値規制適用時の方法により検査を行う。

注2 交換用マフラー（社外品）の装着プレート（性能確認済表示）に、近接排気騒音値が表示されていないマフラーについては、表の「自動車の種別」に示す該当車両の平成26年規制の値と自動車検査証備考欄に記載された「近接排気騒音値+5デシベル」の値を比較し、どちらか高い方を上限値とし、絶対値規制適用時の方法により検査を行う。

業務資料〔資料編〕

【掲載参考資料】

令和5年度版 自動車特定整備事業・業務資料

(10)自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱いについて(令和4年12月23日 国自貨第113号)
P284

令和6年度版 自動車特定整備事業・業務資料

(4)圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品再試験の取扱いについて(令和5年11月30日 自検検第51号の2)P299

(5)指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器搭載試験の取扱要領について(令和5年12月5日 国自整第165号の2)P302

(7) OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について(令和6年3月28日国自整第268号の2)P310

令和7年度版 自動車特定整備事業・業務資料

(19)各検査におけるOBD検査の要否について(周知依頼)(令和6年12月23日 事務連絡)P374

【掲載参考 Web サイト】

ホーム | OBD 検査ポータル ([naltec.go.jp](https://www.obd.naltec.go.jp)) OBD 検査関連

<https://www.obd.naltec.go.jp>

電子車検証特設サイト ([mlit.go.jp](https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp)) 特定等記録事務代行制度関係

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp>

日整連自動車情報サイト (振興会向け) ([jaspa.or.jp](https://www.jaspa.or.jp)) 継続検査 OSS 関連

<https://www.jaspa.or.jp/portals/ossmember/index.html>

自動車検査登録総合ポータルサイト | 国土交通省 ([mlit.go.jp](https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp)) 自動車検査登録関連

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>